

新領域創成科学研究科における教員等公募に用いる応募資料投稿ストレージ
の取扱いに関する申し合わせ

令和2年1月21日付 情報システム委員会議承認

令和2年2月12日付 アメニティ室会議承認

令和2年3月4日付 学術経営委員会承認

新領域創成科学研究科（以下、本研究科という.）において、教員等を公募する際に応募者から提出される資料を、電子的に投稿可能とする応募資料投稿ストレージ（以下、投稿用ストレージという.）の取扱いを以下のように定める。

- 1) 本取扱いの対象は、当分の間本研究科において公募する常勤教員（特定有期雇用含む）に対する応募資料を投稿する際に適用されるものとする。
- 2) 投稿用ストレージに応募者から登録された応募書類の閲覧可能な者は、選考委員会で定める。
- 3) 投稿用ストレージに応募者から登録があった場合の電子メールによる通知の宛先は、選考委員会で定める。
- 4) 投稿用ストレージに投稿された電子ファイルの抹消は、担当教員からの特段の指定がない場合には、公募終了後2か月後に自動的に行われるものとする。
- 5) 投稿用ストレージに付与するフォルダ名は、公募の都度次の命名規則によって設定するものとする。「専攻名」＋「作成年月日」＋「募集する職位」。
- 6) 投稿用ストレージに付与する URL 名は、公募の都度次の命名規則によって設定するものとする。 [https://go.k.u-tokyo.ac.jp/\[投稿用フォルダ名\]/](https://go.k.u-tokyo.ac.jp/[投稿用フォルダ名]/)。
- 7) 投稿する電子ファイルの形式はPDFを原則とする。
- 8) 2) から6) 項に係る投稿用ストレージの各種設定作業は、本研究科情報システム室が行う。
- 9) 投稿用ストレージに関する事務取扱は、本研究科総務チームが所掌する。
- 10) この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項は研究科長が別に定める。

附則

この申し合わせは、令和2年4月1日から施行する。